

## 区分 B (平成 27 年 4 月 1 日以降に申立てを行った方の場合)

申請 → 決定 → **請求** → 助成

### 後見等報酬助成の**請求**にあたってご注意いただきたい事項

(後見等報酬助成の申請時に被後見人等が死亡している場合)  
被後見人等の死亡により後見等は終了していますが、この説明では、便宜上、成年後見人等の任にあった方を「成年後見人等」と呼びしています。

必ず請求書等の書類とあわせてお読みください

請求書の提出前にもう一度ご確認ください

#### 【1】請求書について

- 1 請求書の「申請者」は以下のようにご記入ください。

住所：成年後見人等の住所（事務所所在地）

登記されている住所・所在地をご記入ください。

氏名：成年後見人等の氏名

法人の場合は「法人名 + 代表 ○ ○ ○ ○」

「代表」の部分は法人ごとに様々な名称があると思いますので、登記されている名称にしてください。

- 2 「 年 月 日付 墨福 第 号」の部分は、必ず個別にお問い合わせいただいてからご記入いただくか、空欄のままでお願いします。

- 3 「請求金額」は、「裁判所の報酬付与審判書の額」と「墨田区の定めた上限額」を比較し、**低い方の額**をお書きください。

上限額 居宅の場合 : 28,000 円 (月額)

入院・入所の場合 : 18,000 円 (月額)

基準日は当月初日です。また、報酬対象期間内に入退院・入退所された場合は、その日付がわかる書類を添付してください。

上限額の合計が不明の場合はご相談ください。

- 4 「(内訳)」及び「請求期間」は空欄のままでお願いします。

#### 【2】口座振替依頼書について

- 1 口座振替依頼書の口座は、成年後見人等の口座に限ります。

- 2 左側の口座情報欄は、**通帳記載のとおり**にご記入ください。住所は、成年後見人等の住所をお書きください。

- 3 口座の名義(氏名)が、「成年後見人等の氏名」になっていない場合は、成年後見人等が口座を管理していることを明らかにするため、次のイが必要です。

イ 「預金口座にかかる申立書」(別途様式と記入例をご用意していますので、記入例をよく読んでお書きください)

名義が「弁護士 墨田太郎」のような場合は「イ」は不要ですが、名義が「墨田太郎弁護士事務所」のような場合は「イ」が必要です。



4 右側の依頼人欄は以下のようにご記入ください。

住所：成年後見人等の住所（事務所所在地）

登記されている住所・所在地をご記入ください。

氏名：成年後見人等の氏名

法人の場合は「法人名＋代表○○○○」

「代表」の部分は法人ごとに様々な名称があると思いますので、登記されている名称にしてください。



### 【3】添付書類について

1 『報酬付与審判書の写し』が必要です。

2 最新の『成年後見登記事項証明書（コピー可）』が必要です。

3 『死亡診断書等の被後見人が死亡した日を公的に証明できるもの』が必要です（報酬付与期間の確認のため必要です。）



### 【4】請求後の流れについて

1 請求書等をご提出いただくと、審査のうえ、約1か月後に請求金額が振り込まれます（助成金の交付）。

ご不明な点は下記までお問合せください。

〔お問合せ先〕

墨田区福祉部 地域福祉課 地域福祉担当

電話：03-5608-1163